

ドローンを所有されている方へのお願い

ドローンの飛行には ルールがあります！



法律違反にならないように事前の確認を！



- ① 福岡県では、『重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行禁止に関する法律』に基づき、

福岡空港、板付飛行場、航空自衛隊背振山分屯基地（福岡市）
航空自衛隊春日基地、陸上自衛隊福岡駐屯地（春日市）
情報本部太刀洗通信所（朝倉市）
陸上自衛隊小倉駐屯地、陸上自衛隊小倉駐屯地富野分屯地（北九州市）
航空自衛隊芦屋基地（遠賀郡芦屋町）
航空自衛隊築城基地（築上郡築上町）
航空自衛隊築城基地築城高射教育訓練場（京都郡みやこ町）
陸上自衛隊飯塚駐屯地（飯塚市）、陸上自衛隊小郡駐屯地（小郡市）
航空自衛隊高良台分屯基地、陸上自衛隊久留米駐屯地（久留米市）
とその周囲おおむね300メートルの地域

がドローン等の**飛行禁止区域**として指定されています。
(飛行させる場合は、指定された対象施設と警察等への事前の通報が必要です。)

- ② ドローン等の飛行については、『**航空法**』による**規制**もあります。
※ 飛行禁止区域・方法等の詳細は、以下のサイトをご参照下さい。

【福岡県警HP】 <https://www.police.pref.fukuoka.jp/keibi/keibi/drone.html>

検索 🔍 ドローン 福岡県警

福岡県飯塚警察署

Check⇒

